

令和2年度山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内に拠点を有する団体が実施する文化又はスポーツによる海外や県外との交流を促進する事業又は県外の文化・スポーツ団体が県内の文化・スポーツ施設・宿泊施設を利用して行う文化・スポーツ合宿及び練習・交流試合、大会を実施する事業を支援することにより、文化・スポーツを通じた交流人口の拡大及び地域活性化、本県の更なる文化・スポーツの振興を図るため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、当該団体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)文化・スポーツ合宿等 県内の文化施設又はスポーツ施設及び宿泊施設を利用して実施する、県外からの文化又はスポーツ合宿及び練習・交流試合（ただし、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局によりホストタウンに登録された市町村がホストタウン事業の一環として行う合宿、大会等を除く。）
- (2)文化・スポーツ団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の児童、生徒又は学生が所属する文化部・文化団体・運動部・運動団体又は、社会人が所属する文化部・文化団体・運動部・運動団体
- (3)宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（ただし、キャンプ場、バンガロー等は除く。）
- (4)参加者
 - ①文化・スポーツ交流事業の場合
音楽祭・芸術祭等のイベント、コンサート又は演劇等の公演又はシンポジウム等の出演者、スポーツ大会又はスポーツイベントに出場する選手、スタッフ及び入場者
 - ②文化・スポーツ合宿事業の場合
合宿等において文化活動又はスポーツを行う者、指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等）及び保護者（ただし、小学生及び中学生が所属する文化・スポーツ団体のみで文化活動又はスポーツを行う者の人数を超えない範囲内に限る）
- (5)延べ参加者数 宿泊施設に宿泊した参加者の人数に当該宿泊日数を乗じた数
- (6)県内市町村に類する団体 市町村を構成員に含む団体又は市町村からの補助金を受けて文化団体又はスポーツ団体が行う合宿に補助金を支出している団体

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次条各号に定める事業ごとに別表1のとおりとする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める事業とし、補助事業の内容及び補助の範囲はそれぞれ別表2のとおりとする。ただし、補助の範囲のうち令和2年4月1日以降実施する事業に係

る補助対象経費については、交付の対象とする。

- (1) 文化・スポーツ交流事業
- (2) 文化・スポーツ合宿事業

(事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、令和3年3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとするときは、規則様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添え、文化・スポーツ交流事業は事業実施の30日前までに、文化・スポーツ合宿事業は事業実施の14日前までに知事に提出しなければならない。なお、第3号に係る書類は第4条第2号に掲げる事業の場合に限る。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 合宿参加者名簿(様式第3号)(補助事業者が作成した名簿での代用も可能)
 - (4) 県内市町村又は県内市町村に類する団体として知事が認める団体から補助を受けることが確認できる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は前条の規定により補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(条件)

第8条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、補助対象経費の経費区分の20パーセントを超える変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号ロに定める軽微な変更は、補助金の交付条件に反しない変更であって、事業目的の達成に支障がないと認められる変更とする。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え知事に提出しなければならない。
 - (1) 変更事業計画書(様式第1号)

- (2) 変更収支予算書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（状況報告）

第9条 事業者は、事業の遂行及び収支について、知事から要求のあった場合は、速やかに規則第12条に定めるところにより、知事に状況報告書を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第11条 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況報告書（様式第6号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（補助金実績報告書）

第12条 補助対象事業が完了したときは、規則様式第2号による実績報告書に次に掲げる書類を添え、補助対象事業完了後30日を経過する日又は令和3年4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。なお、第3号に係る書類は第4条第2号に掲げる事業の場合に限る。

- (1) 事業報告書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 合宿参加者名簿（様式第3号）（補助事業者が作成した名簿での代用も可能）
- (4) 補助対象経費の支払いが完了したことが確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書きの、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（概算払）

第13条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第15条 規則第21条に定める帳簿等の保存期間は、事業終了の年度の翌年度から5年間とする。